

令和7年7月18日
子ども・若者支援課

世田谷区子ども・若者・子育て会議の開催および部会の設置について

1 主旨

昨年度まで、個別事業及び計画全体の進捗管理や評価・検証について、子ども・子育て施策は「子ども・子育て会議」、若者施策は「子ども・青少年協議会」で行い、その結果を公表してきた。しかしながら、子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化しており、特に、虐待や不登校、貧困等の困難が子ども期だけで解消されず、その後も引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化していることから、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要がある。

こうしたことを踏まえ、令和7年度からは、計画の初年度にあわせて、「子ども・子育て会議」と「子ども・青少年協議会」を統合し、「子ども・若者・子育て会議」を設置することで、妊娠期から若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行うこととした。

その上で、今後、より集中的な議論を行うため、「子ども・若者・子育て会議」に「子ども・子育て部会」と「若者部会」の2つの部会を設置する。

2 子ども・若者・子育て会議の役割

- (1) 昨年度までの「子ども・子育て会議」(※1)及び「子ども・青少年協議会」(※2)の役割(※)を引き継ぐとともに、新たな保育・幼児教育施設・事業の開設等に伴い、区が「確認」を行うにあたって、利用定員の設定に関して、支援事業計画の確保の内容と照らし、計画に沿って進めているかを確認する。
- (2) 子ども・若者総合計画(内包する関連計画を含む)の策定や見直しにあたり、計画の内容について議論する。
- (3) 子ども・若者総合計画(第3期)に基づく施策・事業の評価・検証等について、地域団体や支援施設、当事者である若者世代の委員等の参加のもと、妊娠期から若者期まで、切れ目なく議論する。

<※1 子ども・子育て支援法が定める地方版子ども・子育て会議の役割>

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、区が意見を聴取する
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、区が意見を聴取する
- (3) 子ども・子育て支援事業計画を定め、変更する際、区が意見を聴取する
- (4) 子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する

<※2 地方青少年問題協議会法が定める地方青少年問題協議会の役割>

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る
- (3) (1)(2)の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる

3 部会の設置（審議事項）

子ども・若者・子育て会議本会の元に次の2つの部会を設置し、より集中的に議論を行う。

(1) 設置する部会

①子ども・子育て部会（年3回程度）

内容：主に子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の評価・検証

②若者部会（年3回程度）

内容：主に若者に係る施策の評価・検証

(2) 各部会の委員

本会会長の指名する委員をもって組織する。なお、部会委員でない本会委員もオブザーバーとして部会に参加できる。

(3) 各部会の開催

子ども・若者・子育て会議の開催日程の間に開催する（非公開）。